

香川県議会図書室設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 9月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第40号

香川県議会図書室設置条例等の一部を改正する条例

(香川県議会図書室設置条例の一部改正)

第1条 香川県議会図書室設置条例(昭和24年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 香川県議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第100条第18項</u>の規定により、香川県議会議事堂内に香川県議会図書室(以下「図書室」という。)を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 法第<u>100条第16項</u>の規定により送付を受けた官報及び政府の刊行物</p> <p>(2) 法第<u>100条第17項</u>の規定により送付を受けた他の都道府県の刊行物</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>第1条 香川県議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) <u>第100条第17項</u>の規定により、香川県議会議事堂内に香川県議会図書室(以下「図書室」という。)を置く。</p> <p>第2条 図書室は、次に掲げる刊行物を収集整理し、香川県議会議員の調査研究に資する。</p> <p>(1) 法第<u>100条第15項</u>の規定により送付を受けた官報及び政府の刊行物</p> <p>(2) 法第<u>100条第16項</u>の規定により送付を受けた他の都道府県の刊行物</p> <p>(3)～(7) 略</p>

(精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償支給条例(昭和26年香川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条の2</u>の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の6に規定する職務を行う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医(常勤の職員である精神保健指定医を除く。以下「指定医」という。)に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第203条</u>の規定により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の6に規定する職務を行う精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医(常勤の職員である精神保健指定医を除く。以下「指定医」という。)に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。</p>

(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定により、附属機関を構成する委員その他の構成員(以下「委員等」という。)に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定により、附属機関を構成する委員その他の構成員(以下「委員等」という。)に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。</p>

(香川県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 香川県特別職報酬等審議会条例(昭和41年香川県条例第37号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額、知事及び副知事の給料の額並びに議会における政務調査費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の報酬の額、知事及び副知事の給料の額並びに議会における政務調査費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

(香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第5条 香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(昭和59年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定により、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(議員報酬)</p>	<p><u>香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定により、議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>(報酬)</p>

第2条 議員報酬は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 議員報酬は、毎月下旬に支給する。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第2条 報酬は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 報酬は、毎月下旬に支給する。

(支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(香川県議会政務調査費交付条例の一部改正)

第6条 香川県議会政務調査費交付条例（平成13年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、香川県議会（以下「議会」という。）の政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第100条第13項</u>及び<u>第14項</u>の規定に基づき、香川県議会（以下「議会」という。）の政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

第7条 香川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成20年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例</u></p> <p>香川県議会議員の受ける<u>議員報酬</u>の月額、平成20年度においては、<u>香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる<u>議員報酬</u>の月額については、この限りでない。</p>	<p><u>香川県議会議員の報酬の特例に関する条例</u></p> <p>香川県議会議員の受ける<u>報酬</u>の月額、平成20年度においては、<u>香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる<u>報酬</u>の月額については、この限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員である委員については、第1項の規定にかかわらず、<u>香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>（昭和59年香川県条例第13号）第3条第1項の規定による額とすることができる。</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員である委員については、第1項の規定にかかわらず、<u>香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例</u>（昭和59年香川県条例第13号）第3条第1項の規定による額とすることができる。</p>